

監事選考規程

理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の監事選考規程を次のように定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、監事の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（監事となる資格を有する者）

第 2 条 本会監事となる資格を有する者は、本会の正会員及び特別会員で定款第 13 条第 2 項第 2 号の規定に基づき定款によって会員に与えられた権利を停止されていない者（以下、「会員」という。）を原則とする。ただし、監事のうち、2 名は会員以外の弁護士又は公認会計士、学識経験者（以下、「外部専門家」という。）とする。

（監事選考委員会）

第 3 条 本会に、監事選考委員会（以下、「委員会」という。）をおく。

2 委員会については、「常設委員会規程」及び「特別委員会規程」はこれらを適用しない。

（委員会の職務）

第 4 条 委員会は、総会の承認を得るため、監事候補者を会員及び外部専門家から選考し、総会に推薦することをその職務とする。

（委員会の構成）

第 5 条 委員会は、次に掲げる者につき会長が委嘱する委員 7 名以内をもって組織する。ただし、委員へ就任するに際しては、理事会の同意を要する。

(1) 会員である副会長経験者及び監事経験者 2 名以内

(2) 代議員 3 名以内

(3) 会員外の弁護士及び公認会計士 2 名以内

2 委員長は、委員の内から互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代行する。

（委員長及び副委員長の職務）

第 6 条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を代表する。ただし、

前条第5項の規定に基づく委員長及び副委員長互選のための委員会の招集及びその司会は会長がこれを行う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、役員改選の前年の12月1日より2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員に対する制約)

第8条 委員は、監事候補者となることができない。

2 委員は、監事候補者の選考期間中(公示日より総会の日まで)に委員を辞任することができない。

(定足数及び議事)

第9条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(監事候補者)

第10条 監事候補者として推薦を受けようとする者は、委員会が別に定める事項を記載した書面を、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の推薦を受けようとする者以外の中から監事候補者を推薦することができる。

3 委員会は、第1項の規定により定めた必要な事項をあらかじめ会員に公示しなければならない。

(監事補選)

第11条 監事に欠員が生じた場合で、かつ理事会が必要と認めるときは、この規程に基づき補欠選考を行うことができる。

(雑則)

第12条 監事候補者の選考及び委員会の運営に関しこの規程に定めのない事項については、委員会においてこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 21 日 一部改正）

この改正は、平成 25 年 6 月 14 日からこれを適用する。